

密集事業に関する一般的な質問

Q1 契約は相続していなくても
できますか？

A1 土地の登記名義人の方と土地売買契約を締結
することになりますので、相続手続きをお願い
しております。

Q2 建物を所有している借地人ですが、
土地所有者が契約をしなくても私は
契約できますか？

A2 土地所有者と建物所有者の方、双方同時の
ご契約をお願いしております。

Q3 土地に抵当権が付いていても、
契約はできますか？

A3 抵当権が付いた状態ではご契約することができ
ませんので、道路拡幅範囲の抵当権を抹消して
いただくようお願いしております。

Q4 建物の移転後の道路拡幅工事は
どのようにしてやるのですか？

A4 雨水の排水を適切に行うため、1軒ごとにL形
側溝の移設ができない場合もございます。その
際は複数軒まとめて移設できるまで仮舗装にし
ております。



Q5 道路拡幅に協力しましたが、電柱は
道路の隅に移設されるのですか？

A5 葛飾区から東京電力やNTTへ依頼して調整を
行いますので、移設工事までにはある程度の
時間を要します。

密集事業に関する問い合わせ先等

堀切二丁目周辺及び四丁目地区の密集事業は、平成28年度から独立行政法人都市再生機構
(UR都市機構)と協働で取り組んでいます。

ご質問・ご相談などがございましたら、以下までお気軽にお問い合わせください。

 <p>街に、ルネサンス UR 都市機構</p>	<p>独立行政法人都市再生機構(UR都市機構) 堀切まちづくり事務所 (主要生活道路の拡幅整備に伴う用地取得や生活再建に関するご相談等の窓口) 住 所: 葛飾区堀切2-66-15 フジモビル2F(2頁地図参照) 担当 惣谷(そうたに)・林原・立崎(電話番号:03-5671-2401)</p>
 <p>葛飾区</p>	<p>葛飾区 都市整備部 都市計画課 密集地域整備第三係【区役所4階】 担当 鈴木・天野・植草・小澤(電話番号:03-5654-8599)</p>

沿道ニュース

主要生活道路 5号線 沿道の皆さま

No.10

令和7年11月



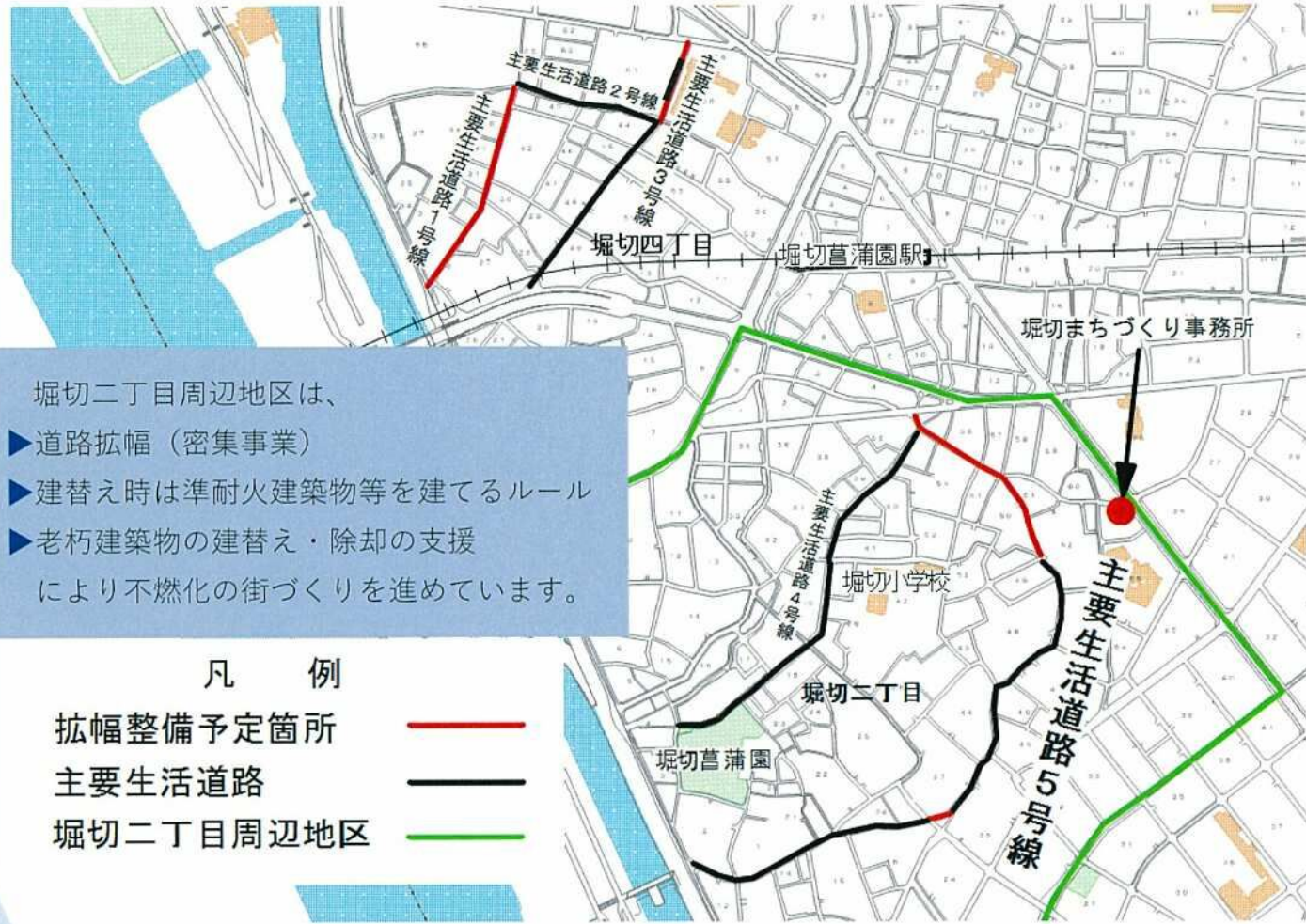
発行

葛飾区 都市整備部 都市計画課 密集地域整備第三係

『沿道ニュース』は、拡幅整備を実施させていただいている主要生活道路の沿道の方々を対象として、
密集事業に関する情報をお伝えしております。是非ご一読ください。

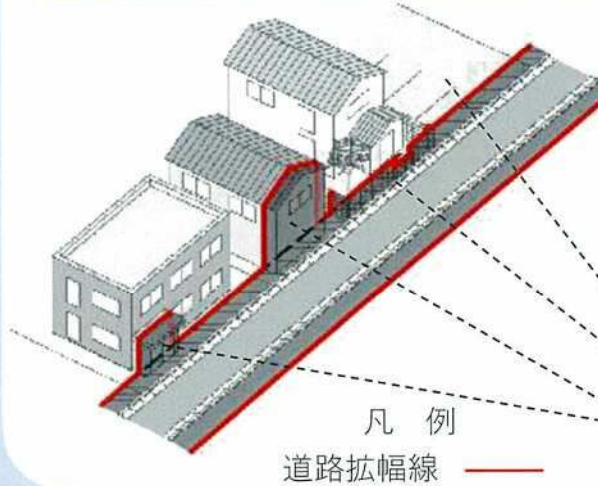
事業期間を令和12年3月31日まで延伸しました

堀切二丁目周辺地区では引き続き権利者様との補償協議を継続中です。
また、堀切四丁目地区においても今年度から建物等調査を実施します。



堀切二丁目周辺地区は、
▶道路拡張（密集事業）
▶建替え時は準耐火建築物等を建てるルール
▶老朽建築物の建替え・除却の支援
により不燃化の街づくりを進めています。

補償等の考え方

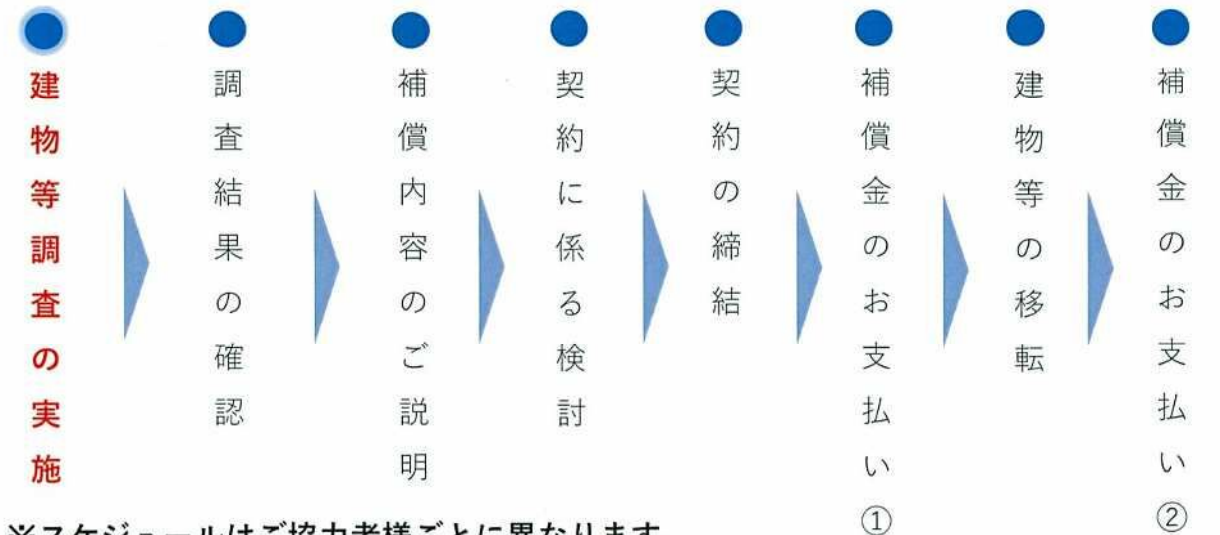


道路拡張線に掛かっている建物等を公平公正な基準に基づいて補償し、用地を取得させていただきます。建物等調査の結果を基に移転・改築・撤去等を検討します。

補償ケースの一例

- ▶土地のみ 水道管等がある場合はそれらも補償対象
- ▶門や駐車場 撤去や移設等の費用を補償
- ▶建物 移転や改築の費用を補償

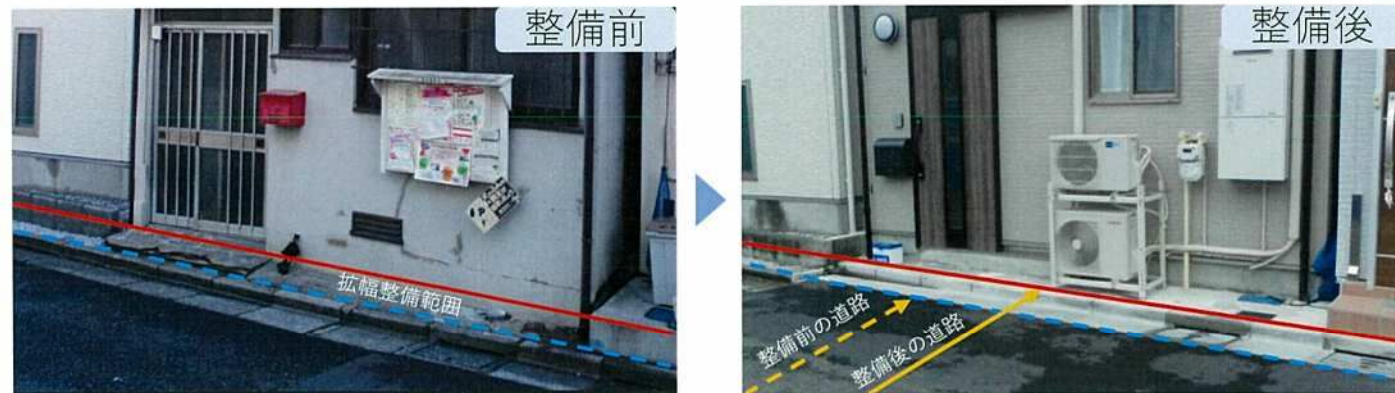
補償金お支払いまでの流れ



※スケジュールはご協力者様ごとに異なります。

密集事業を進めています

写真は道路整備の一例です。現在の進捗率は66.0%となっています。幅員6mの道路の拡張整備に向けて、引き続き皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



凡例	
-----	整備前の道路境界
-----	整備後の道路境界

建物等調査について

本事業にご協力して下さる方は、4頁のUR都市機構までご連絡をお願いします。補償金算定のための建物等調査を実施する日程について個別にご案内します。

各権利について相続していない場合は、お手順をおかけしますが相続登記のお願いをしています。

<留意事項>

- ▶敷地内、建物内に入らせていただく調査となるため、権利者様の立ち会いをお願いします。
- ▶調査は概ね半日～1日で終わります。
- ▶調査の際は、記録のため各部屋の部材や設備等について写真撮影を行いますので、予めご了承ください。
- ▶建物等調査から用地取得・補償の説明までに、資料作成や補償内容を検討するため、数カ月のお時間を頂きます。